事 務 連 絡 平成18年1月10日

都道府県介護保険担当主管課(室)御中

厚生労働省老健局介護保険課 老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(訂正)

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成17年12月16日事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考 資料の送付について」により、「介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う平 成18年度介護報酬の見直し等にかかる介護保険事務処理システムに関して、現段階で 考えられる事項についてお知らせしたところでありますが、同資料の内容について、一 部誤りがありましたので訂正させていただきます。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、本資料を速やかに配布していただきま すよう、よろしくお願いいたします。

また、本資料は、WAM-NETに掲載する予定です。

<照会先>

(インタフェース関係)

厚生労働省老健局介護保険課 課長補佐 福井

システム管理指導官 佐藤

1203-5253-1111 (内線) 2166

(インタフェース関係以外)

厚生労働省老健局老人保健課 介護報酬解析官 西田

調査係長伊差川

TEL03-5253-1111 (内線) 3960

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(訂正)

平成 17 年 12 月 16 日事務連絡「介護報酬事務処理システム変更に係る参考 資料の送付について」中、「介護報酬算定構造のイメージ」

資料 1 について、

以下の点を訂正する。

<訂正内容>

【介護サービス】

- ○Ⅱ 居宅介護支援費について 別添1参照
 - → 基本部分の要介護度区分に**「経過的要介護」を追加**する。
- ○Ⅲの1 介護福祉施設サービス費について 別添2参照
- → 加減算項目中の**「感染症管理体制未実施減算」を削除**する。

【介護予防サービス】

- ○Ⅰの1 介護予防訪問介護費について 別添3参照
- → 基本部分の要支援者別をサービス形態区分ごとに訂正する。
 - ○Ⅰの10 介護予防特定施設入居者生活介護費について 別添4参照
- → 外部サービス利用にかかるサービス名の記述(名称)を修正 (介護予防を追加)する。

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造居宅介護支援費

			注	注	注		
	基本部分		運営基準減算	特別地域居宅介護支援 加算	特定事業所集中減算		
			THE REPORT OF THE PARTY OF THE				
	(1) 居宅介護支援費(I)	経過的要介護 (〇〇単位)					
		要介護1 2 (〇〇単位)					
		要介護3 4-5(〇〇単位)					
	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ)	経過的要介護 (〇〇単位)					
イ 居宅介護 支援費		要介護1・2 (〇〇単位)	(OOの場合) ×OO/100 (OOの場合) ×OO/100	+00/100	-〇〇単位		
		要介護3 4・5(〇〇単位)					
	(3) 居宅介護支援費(Ⅲ)	経過的要介護 (○○単位)					
		要介護1・2 (〇〇単位)					
		要介護3 4-5 (〇〇単位)					
口 初回加算		(初回 1月につき+〇〇単位) (退院・退所時 1月につき+〇 〇単位)					
ハ 特定体制	ハ 特定体制整備事業所加算 (1月につき +〇〇単位)						

Ⅲ 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

1 介護福祉施設サービス

リカト酸	1 介護福祉施設サービス												
		基本部分		夜動を行う職員 の動務条件基 準を満たさない 場合	注 入所者の数が 入所定員を超え る場合	介護・看護職員 又は介護支援 専門員の員数 が基準に満たな よい場合	注 常動のユニットリー ダーをユニット等に 配置していない等 ユニットケアにおけ る体制が未整備で ある場合	注 重度化対応加 算	注 重度化対応未 実施滅算	注 専従の機能訓 練指導員を配置 し、個別機能訓 練計画を作成し た場合	注 専従の常動医 師を配置してい る場合	注 精神科医師によ る療養指導が月 2回以上行われ ている場合	注 専従の障害者 生活支援員を配 置している場合
	(1)介護福祉施設	(1)介護福祉施設 サービス費(I) <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)										
イ 介護福 祉施設 サービス	サービス費 (1日につ き)	(2)介護福祉施設 サービス費(II) 〈多床室〉	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位)					+00単位					
	(2)旧措置 入護者介 入護者の 大護なサービス (1日につき)	(1)旧措置入所者介 護福祉施設サービス 費(I)(従来型個室) (2)旧措置入所者介 護福祉施設サービス 費(II)(多床室)	要介護4・5 (〇〇 単位) 要介護1 (〇〇 単位) 要介護2・3 (〇〇 単位)										
	(1)ユニット型介護福祉施設	(1)ユニット型介護福 技施設サービス費 (I) (ユニット型個室)	要介護4・5 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)	×00/100	×00/100	×00/100			+0	+〇〇単位	→○○単位 +○○単位	+○○単位	+○○単位
ロ ユニット 型介護老 人設護施 設定護福祉 施設サービ ス	サービス費 (1日につ) (2)ユニット型介護福 接施数サービス費 (1日) (1日につ) (1日につ) (2)ユニット型介護福 接施数サービス費 (1日) (1日) (1日) (1日) (1日) (1日) (1日) (1日)				×OO/100 -OO単位		-00単位						
	(2)ユニット型 円	(1)ユニット旧措置入所者介護福祉施設 サービス費(1) (ユニット型個室) (2)ユニット型旧措置 入所者介護福祉施設 サービス費(11) (ユニット型・イス費(11) (ユニット型準備室)	要介護2・3 (〇〇 単位) 要介護4・5 (〇〇 単位) 要介護1 (〇〇 単位) 要介護2・3 (〇〇 単位)										
要介護4・5 〇〇 平位			要介護4・5 (〇〇 平位)	II.									
注 外泊時	K H			入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○○単位を算定									
	注 感染症管理体制未実施滅算 (1日につき 〇〇単位を滅算) 注 安全管理体制未実施滅算 (1日につき 〇〇単位を滅算)			(削除)									
	東廃止未実施		日につき 〇〇単位を滅算)										
八 初期加													
二 退所時	(入所)	k訪問相談援助加算	日につき 〇〇単位を加算) 										
等相談接 助加算 (入所中1回(又は2回)、通所後1回を限度に○○単位を <u>第定)</u> (2) 通所時相談援助加算 (○○単位) (○○世位)													
(3) 退所前連携加算				人所者及ひての家族等に対して退所後の相談提助を行い、かつ市町村及ひ老人が護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス顕整を行った場合									
ホ 栄養管 理体制加 質	(1)管理栄養	士配置加算 (1E	日につき 〇〇単位を加算)										
	(2)栄養士育	2置加算 (1E	日につき 〇〇単位を加算)										
へ 栄養マネ	ドジメント加加	(1	日につき 〇〇単位を加算)										
ト 経口移行	加算	(1	日につき 〇〇単位を加算)										
チ 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)													
リ ターミナルケア加算 (1) ターミナルケア加算(I)施設・在宅死の場合 (2) ターミナルケア加算(I)(i)以外の場合													
ヌ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)													
ル ホームミ	ノェアリングダ	付応加算	日につき 〇〇単位を加算)										

- I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
- 1 介護予防訪問介護費

基本	部分	注 3級訪問介護員により行 われる場合	注 行 特別地域訪問介護加		
	要支援1 (1月につき 〇〇単位)				
イ 介護予防訪問介護費(1)	要支援2 (1月につき 〇〇単位)				
- AUTTH-WIIIAUM/T)	要支援1 (1月につき 〇〇単位)	×00/100	+00/100		
□ 介護予防訪問介護費(II) -	要支援2 (1月につき 〇〇単位)				
ハ 介護予防訪問介護費(皿)	要支援2 (1月につき 〇〇単位)				

: 特別地域訪問介護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

	注	注	注		
基本部分	看護・介護職員の員数 が基準に満たない場 合	専従の機能訓練指導 員を配置し、個別機能 訓練計画を作成した場 合	委託先である指定居宅サービス事業者により居 宅サービスが行われる場合		
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費	要支援1(〇〇 単位)		+〇〇単位		
	要支援2(〇〇 単位)	×00/100	TOO#16		
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設					